

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1音響設備の項中「無線マイクロホン装置」の右に「(会議室又はホールにおいて使用する場合に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局市民協働政策推進室)